

序章 調査計画の変更

序章 調査計画の変更

彩の国資源循環工場サーマルリサイクル施設更新工事に関し、「埼玉県環境影響評価条例」（平成6年12月、埼玉県条例第61号）第6条の規定に基づき、「彩の国資源循環工場サーマルリサイクル施設更新工事 環境影響評価調査計画書」（以下「調査計画書」という。）の縦覧が行われた。

調査計画書の縦覧終了後、調査計画書についての知事意見等を勘案・配慮し、環境影響評価項目や調査方法の内容を検討し直すとともに、事業計画の進捗に伴い事業計画の一部を変更した。

これらの変更に伴い、「埼玉県環境影響評価条例」第21条第1項のただし書きの規定による「調査計画書記載事項変更に係る手続き等免除承認申請書」を提出し、承認を受けた。

「調査計画書記載事項変更に係る手続き等免除承認申請書」、「変更内容検討書」及び変更事項を以下に示す。

表 調査計画変更の流れ

年月日	主な変更内容
令和4年3月11日	・ 事業計画の変更 ・ 環境影響評価項目の変更 ・ 調査方法の変更

様式第5号(1)(第21条関係)

調査計画記載事項変更に係る手続等免除承認申請書

令和 4 年 3 月 11 日

(あて先)

埼玉県知事 大野 元裕 様

名 称：オリックス資源循環株式会社

代表者の氏名：代表取締役 花井 薫一

所在地：埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 313

電話 番 号 : 048-582-0871 (担当 : 事業推進部 漆原)

調査計画書の記載事項の内容の変更について、手続等を行わないことの承認を受けたいので、埼玉県環境影響評価条例第２１条第１項ただし書の規定により、変更内容検討書を添えて、次のとおり申請します。

対象事業の名称	彩の国資源循環工場サーマルリサイクル施設更新工事
行わない手続等	全部 ・ 一部（ ）
申 請 理 由	調査計画書についての知事意見等を勘案・配慮し、環境影響評価項目及び調査方法を変更したため。また、事業計画の進捗に伴い、事業計画の一部を変更したため。

変更内容検討書

令和4年3月11日作成

1 対象事業の名称

彩の国資源循環工場サーマルリサイクル施設更新工事

2 変更の内容

表1(1) 変更の内容

変更項目	変更の内容		備 考
	調査計画書 の内容	変更後 の内容	
第 2 章 対象事業の目的及び概要			
2 対象事業の実施区域	別紙 1 参照	別紙 1 参照	対象事業の実施区域の修正（調査計画書 p. 1-1～p. 1-3、p1-6～p. 1-7）
4 対象事業の規模	別紙 2 参照	別紙 2 参照	排出ガス量の変更（調査計画書 p. 1-4）
5 対象事業の実施期間	別紙 3 参照	別紙 3 参照	対象事業の実施期間の変更（調査計画書p. 1-4）
6 対象事業の実施方法	別紙 4 参照	別紙 4 参照	建物高さ、建築面積、延床面積の変更（調査計画書p. 1-5）
	別紙 5 参照	別紙 5 参照	施設配置図の変更（調査計画書p. 1-7）
	別紙 6 参照	別紙 6 参照	処理計画の変更（調査計画書p. 1-8）
	別紙 7 参照	別紙 7 参照	湿り排出ガス量、乾き排出ガス量の変更、有害物質に係る排出濃度（カドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物）の追加（調査計画書p. 1-9）
	別紙 8 参照	別紙 8 参照	排出ガスの処理計画の概要の変更（調査計画書p. 1-9）
	別紙 9 参照	別紙 9 参照	悪臭防止計画の変更（調査計画書p. 1-11）
	別紙10参照	別紙10参照	低炭素化計画の変更（調査計画書p. 1-12）
	別紙11参照	別紙11参照	工事工程の変更（調査計画書p. 1-14）
第 3 章 調査項目			
2 環境影響評価項目	別紙12参照	別紙12参照	大気質に係る有害物質等（カドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪、鉛及びその化合物）の追加（調査計画書p. 3-3）

表 1 (2) 変更の内容

変更項目	変更の内容		備 考
	調査計画書 の内容	変更後 の内容	
第 4 章 調査方法			
1 大気質	別紙13参照	別紙13参照	既存資料調査の内容の追加（調査計画書p. 4-4）
	別紙14参照	別紙14参照	一般環境大気質の調査項目（カドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪、鉛及びその化合物）の追加（調査計画書p. 4-4）
	別紙15参照	別紙15参照	施設の稼働に伴う大気質への影響の予測項目（カドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪、鉛及びその化合物）の追加（調査計画書p. 4-8）
2 騒音・低周波音	別紙16参照	別紙16参照	既存資料調査の内容の追加（調査計画書p. 4-10）
	別紙17参照	別紙17参照	低周波音の現地調査期間・頻度の変更（調査計画書p. 4-10）
3 振動	別紙18参照	別紙18参照	既存資料調査の内容の追加（調査計画書p. 4-16）
4 悪臭	別紙19参照	別紙19参照	既存資料調査の内容の追加（調査計画書p. 4-21）
5 水質	別紙20参照	別紙20参照	既存資料調査の内容の追加（調査計画書p. 4-25）
7 動物	別紙21参照	別紙21参照	哺乳類、魚類、底生動物の調査方法及び調査地点の追加、昆虫類の調査方法、調査地点及び調査時期の追加（調査計画書p. 4-31～33）
1 0 景観	別紙22参照	別紙22参照	既存資料調査の内容の追加（調査計画書p. 4-41）
1 2 電波障害	別紙23参照	別紙23参照	既存資料調査の内容の追加（調査計画書p. 4-48）

3 変更の理由

調査計画書についての知事意見等を勘案・配慮するとともに、事業計画の進捗に伴い、事業計画の一部を変更した。

4 変更後の関係地域

変更なし

5 変更後の環境影響評価の調査項目及び調査方法

別紙 12～23 のとおり

6 変更後の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果

—

7 変更後の環境の保全のための措置

—

8 変更後の対象事業の実施による影響の総合的な評価

—

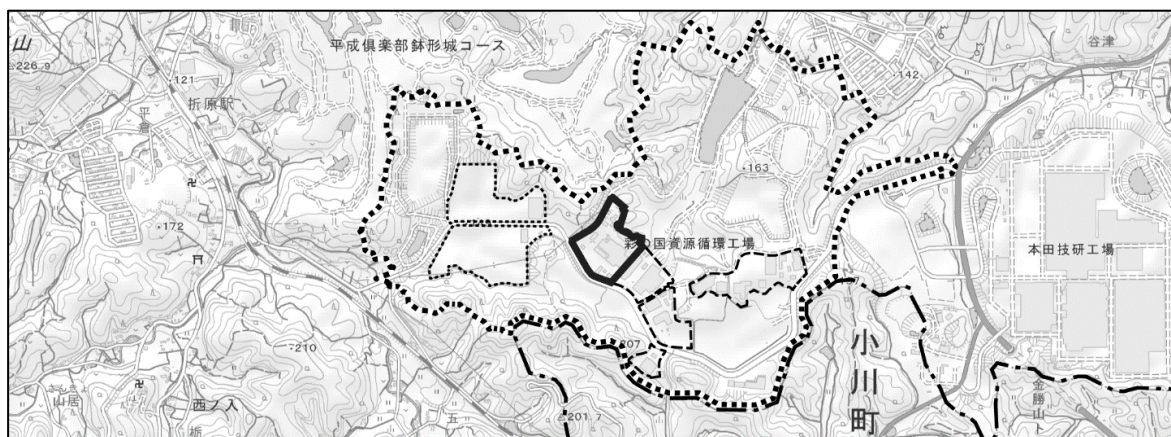
9 変更後の事後調査の計画

—

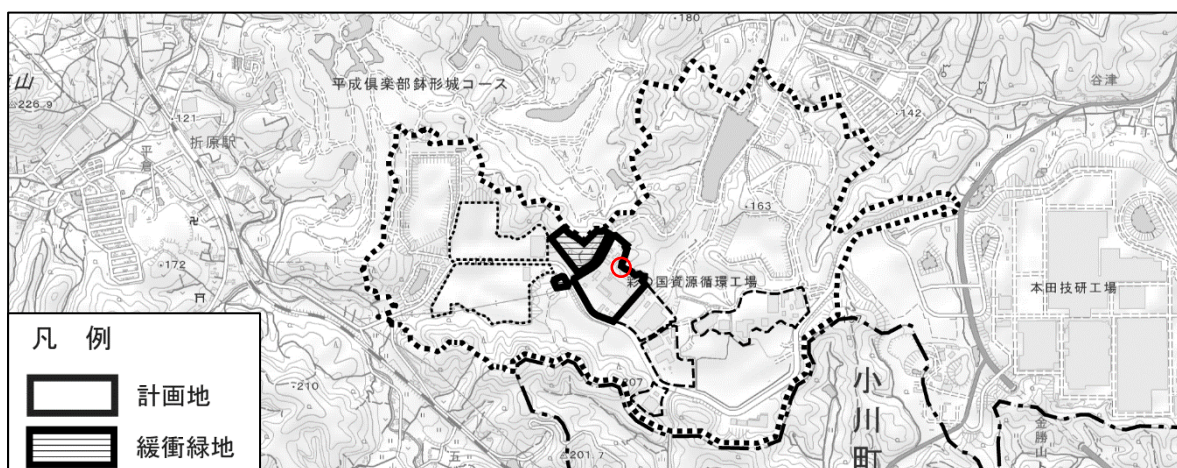
備考：6. から 9. までについては、準備書の記載事項の内容を変更する場合のみ記載すること。

別紙1 「第2章 2 対象事業の実施区域」…対象事業の実施区域の修正

【調査計画書の内容】



【変更後の内容】



※○が修正箇所である。調査計画書では計画地北側の敷地境界線の一部が若干内側に窪むように示していたが、誤りであったため修正した。また、緩衝緑地の範囲を明示した。

【変更箇所】

対象事業の実施区域の表記に一部誤りがあったため、敷地境界線を修正した。また、緩衝緑地の範囲を明示した。なお、敷地面積に変更はない。

別紙2 「第2章 4 対象事業の規模」…排出ガス量の変更

【調査計画書の内容】

項 目	計画施設
廃棄物の種類	廃棄物全般 (産業廃棄物、一般廃棄物、 特別管理廃棄物等)
処理工程	サーマルリサイクル
製品	発電、スラグ、メタル
敷地面積（緩衝緑地を含む）	約 51,379m ²
排出ガス量（m ³ _N /時）	173,000
規模（t/日）	675（Ⅰ期 450、Ⅱ期 225）
稼働時間	24 時間

【変更後の内容】

項 目	計画施設
廃棄物の種類	廃棄物全般 (産業廃棄物、一般廃棄物、 特別管理廃棄物等)
処理工程	サーマルリサイクル
製品	発電、スラグ、メタル
敷地面積（緩衝緑地を含む）	約 51,379m ²
排出ガス量（m ³ _N /時）	<u>294,000</u>
規模（t/日）	675（Ⅰ期 450、Ⅱ期 225）
稼働時間	24 時間

※下線部が変更箇所である。

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴い、施設設計の熟度が高まったことにより排出ガス量を変更した。

なお、調査計画書には、排出ガス量の平均値を示していたが、変更後には、排出ガス量の最大値を示した。

別紙3 「第2章 5 対象事業の実施期間」…実施期間の変更

【調査計画書の内容】

項目 \ 年度	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)
環境影響評価 (評価書までの手続き)											
計画施設 (Ⅰ期)					建替工事		供用開始				
既存施設			既存施設稼働				解体工事				
計画施設 (Ⅱ期)									増設工事		供用開始

注) 実施期間は現在の予定であり、変更する可能性がある。

【変更後の内容】

項目 \ 年度	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)	令和 13年度 (2031)
環境影響評価 (評価書までの 手続き)												
計画施設 (Ⅰ期)				事前工事・建替工事			供用開始					
既存施設			既存施設稼働				解体工事					
計画施設 (Ⅱ期)									増設工事		供用開始	

注) 実施期間は現在の予定であり、変更する可能性がある。

※下線部が変更箇所である。

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴い、施設設計の熟度が高まったことにより、計画施設(Ⅰ期)の事前工事・建替工事及び供用開始時期、既存施設の解体工事、計画施設(Ⅱ期)の増設工事及び供用開始時期が変更となった。

別紙４ 「第２章 ６ 対象事業の実施方法」…建物高さ、建築面積、延床面積の変更

【調査計画書の内容】

項 目	計画施設		
施 設 (建屋名)	工場棟・事務棟、スラグ貯留ヤード、計量棟等		
構 造	S 造、S R C 造、R C 造		
建物高さ	最高約50m		
煙突高さ	約59m		
敷地面積 (<u>緩衝緑地を含む</u>)	約51,379m ²		
建築面積	現 状	計 画	現状からの増減
	約 9,400 m ² (うち解体部分 約3,500m ²)	約 14,600 m ² (うち建替部分 (Ⅰ期) 約5,500m ² 増設部分 (Ⅱ期) 約3,200m ² 共通・付帯設備部分 約5,900m ²)	約 5,200 m ²
延床面積	約 19,600 m ² (うち解体部分 約9,200m ²)	約 40,100 m ² (うち建替部分 (Ⅰ期) 約16,500m ² 増設部分 (Ⅱ期) 約13,200m ² 共通・付帯設備部分 約10,400m ²)	約 20,500 m ²

【変更後の内容】

項 目	計画施設		
施 設 (建屋名)	工場棟・事務所棟、スラグ貯留ヤード、計量棟等		
構 造	S 造、S R C 造、R C 造		
建物高さ	<u>最高約47m</u>		
煙突高さ	約59m		
敷地面積 (<u>緩衝緑地を含む</u>)	約51,379m ²		
建築面積	現 状	計 画	現状からの増減
	約 9,400 m ² (うち解体部分 約3,500m ²)	約 11,500 m ² (うち建替部分 (Ⅰ期) <u>約4,500m²</u> 増設部分 (Ⅱ期) <u>約2,000m²</u> 共通・付帯設備部分 約5,000m ²)	<u>約 2,100 m²</u>
延床面積	約 19,600 m ² (うち解体部分 約9,200m ²)	約 23,600 m ² (うち建替部分 (Ⅰ期) <u>約10,500m²</u> 増設部分 (Ⅱ期) <u>約 3,000m²</u> 共通・付帯設備部分 <u>約10,100m²</u>)	<u>約 4,000 m²</u>

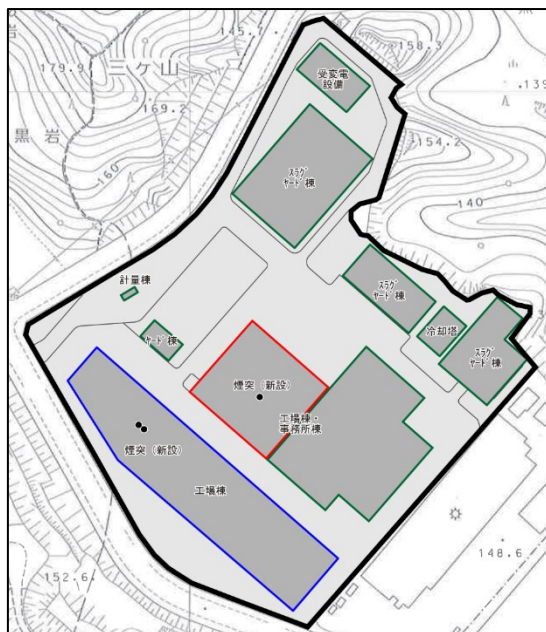
※下線部が変更箇所である。

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴い、施設設計の熟度が高まったことにより建物高さ、建築面積及び延床面積を変更した。

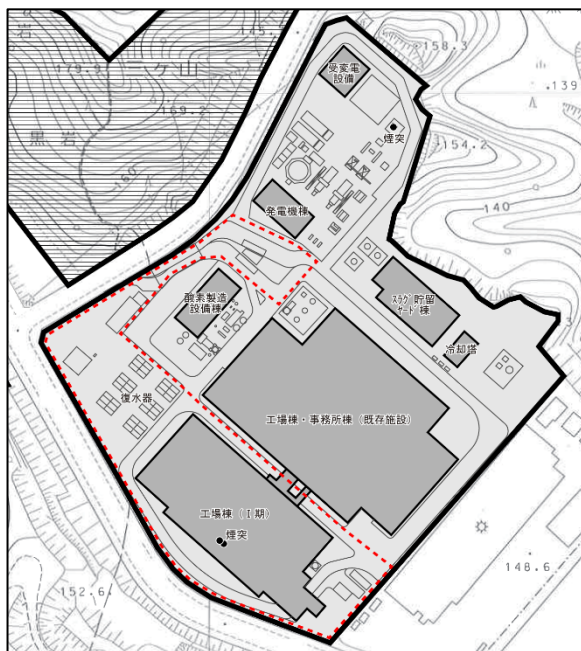
別紙5 「第2章 6 対象事業の実施方法」…施設配置図の変更

【調査計画書の内容】



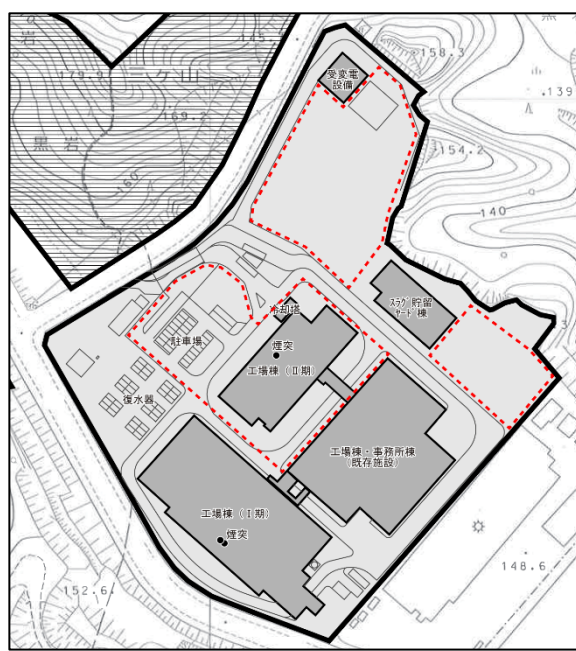
【変更後の内容】

< I 期 >



： I 期整備範囲

< II 期 >



： II 期整備範囲

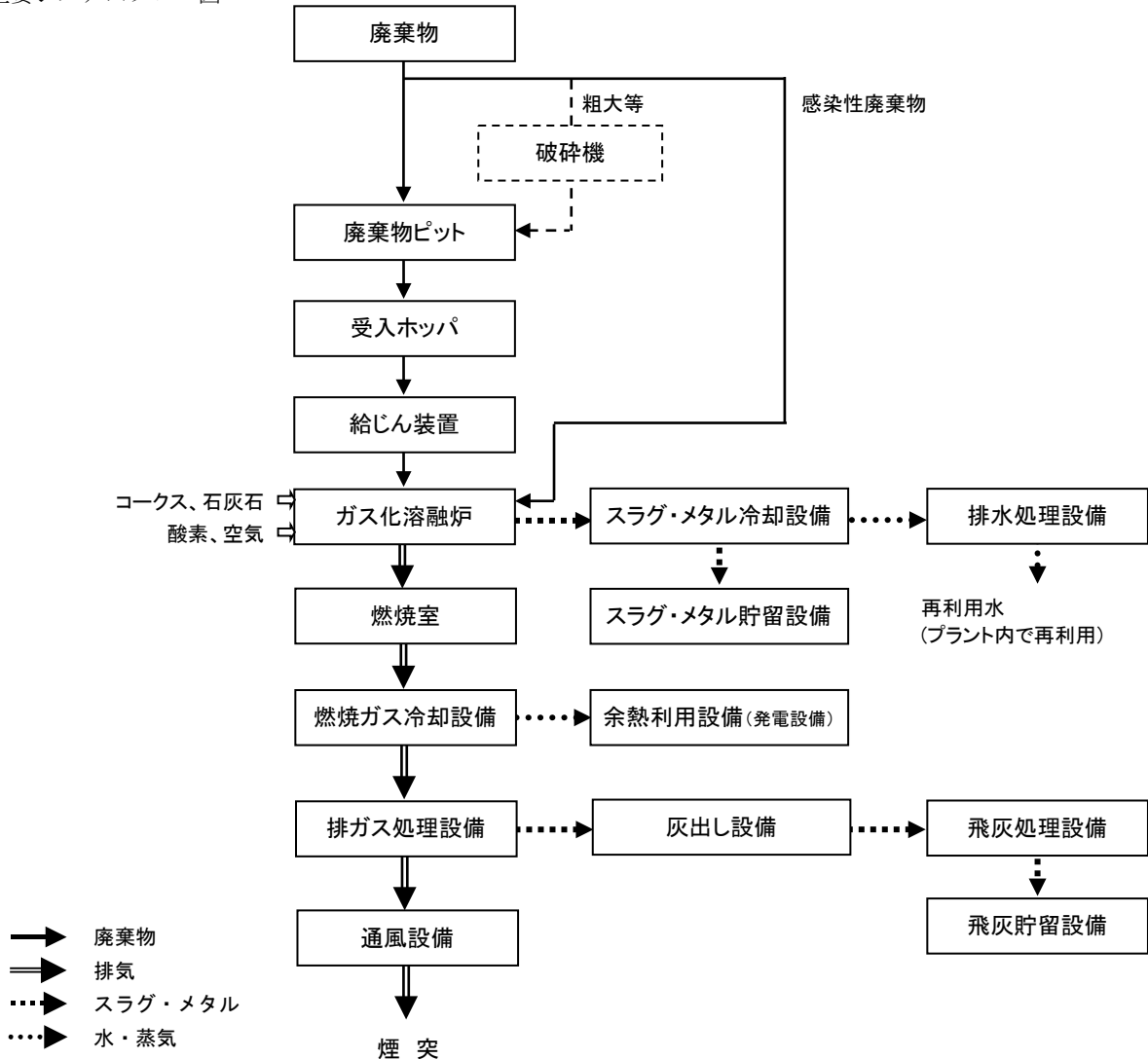
【変更箇所】

事業計画の進捗に伴い、施設設計の熟度が高まったことにより施設配置を変更した。

別紙6 「第2章 6 対象事業の実施方法」…処理計画の変更

【調査計画書の内容】

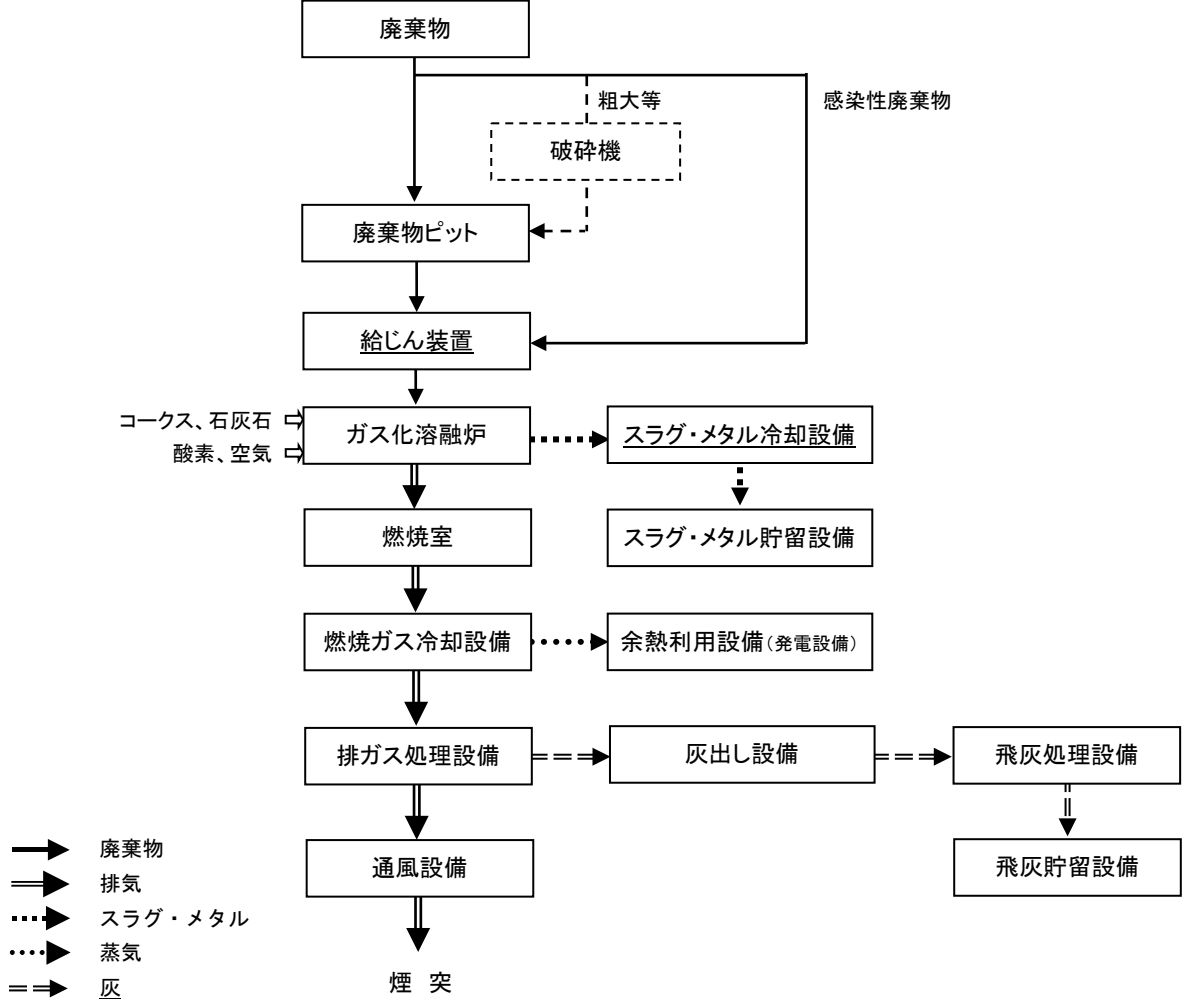
主要システムフロー図



品目 (※)	処理量 (t/日)	処理計画の概要
産業廃棄物・一般廃棄物（燃え殻、汚泥、廃プラスチック類等）、特別管理産業廃棄物・特別管理一般廃棄物（廃油、廃酸、廃アルカリ等）、特定有害産業廃棄物（鉍さい、汚泥等） ※本事業施設に適用される廃棄物処理法の技術基準、維持管理基準および本事業に関し締結される予定の「彩の国資源循環工場 運営協定書」に基づき決定する。	675	・廃棄物をコークス、石灰石とともに炉の上部から供給して熱分解・ガス化から熔融までを一気に行う一体・直接加熱方式のシャフト炉式ガス化熔融炉により廃棄物処理を行う。 ・ごみはシャフト炉の頂部又は側面から供給され、シャフト炉上部から順次、乾燥・予熱、熱分解、燃焼しながらシャフト炉内を降下し、シャフト炉下部の近くにおける主送風部分で灰分、不燃分等が熔融される。さらにシャフト炉下部に達した熔融物は出滓口より間欠的又は連続的に排出される。 ・燃焼ガスの余熱を回収して蒸気タービン発電機で高効率発電を行い、余剰電力を外部供給する。 ・スラグ、メタルは、有用物として回収・再資源化する。

【変更後の内容】

主要システムフロー図



品目 (※)	処理量 (t/日)	処理計画の概要
産業廃棄物・一般廃棄物（燃え殻、汚泥、廃プラスチック類等）、特別管理産業廃棄物・特別管理一般廃棄物（廃油、廃酸、廃アルカリ等）、特定有害産業廃棄物（鉍さい、汚泥等） ※本事業施設に適用される廃棄物処理法の技術基準、維持管理基準および本事業に関し締結される予定の「彩の国資源循環工場 運営協定書」に基づき決定する。	675	・廃棄物をコークス、石灰石とともに炉の上部から供給して熱分解・ガス化から熔融までを一気に行う一体・直接加熱方式のシャフト炉式ガス化溶融炉により廃棄物処理を行う。 ・ごみはシャフト炉の頂部から供給され、シャフト炉上部から順次、乾燥・予熱、熱分解、燃焼しながらシャフト炉内を降下し、シャフト炉下部の近くにおける主送風部分で灰分、不燃分等が熔融される。さらにシャフト炉下部に達した熔融物は出滓口より間欠的に排出される。 ・燃焼ガスの余熱を回収して蒸気タービン発電機で高効率発電を行い、余剰電力を外部供給する。 ・スラグ、メタルは、有用物として回収・再資源化する。

※下線部が変更箇所である。

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴い、施設設計の熟度が高まったことにより処理計画の概要を変更した。

別紙 7 「第 2 章 6 対象事業の実施方法」…湿り排出ガス量、乾き排出ガス量の変更、有害物質に係る排出濃度（カドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物）の追加

【調査計画書の内容】

項 目		計画施設
煙突高さ		約 59
煙突頂部の排出口の内径		約 1.0m×2 本(Ⅰ期)、1 本(Ⅱ期)
湿り排出ガス量		209,000
乾き排出ガス量		173,000
排出ガス温度		180
排出ガス速度		20～30
(通常運転時) 排出濃度	硫黄酸化物	50
	窒素酸化物	50
	塩化水素	100
	ダイオキシン類	0.01
	ばいじん	0.02
	水銀	30

注1)乾き排出ガスペース、酸素濃度12%換算値。

注2)計画施設の排出濃度の具体的な値は本事業に関し締結される予定の「彩の国資源循環工場 運営協定書」に基づき決定する。

【変更後の内容】

項 目		計画施設
煙突高さ		約 59
煙突頂部の排出口の内径		約 1.0m×2 本(Ⅰ期)、1 本(Ⅱ期)
湿り排出ガス量		<u>196,000 (Ⅰ期)</u> <u>98,000 (Ⅱ期)</u> <u>294,000 (合計)</u>
乾き排出ガス量		<u>165,000 (Ⅰ期)</u> <u>82,500 (Ⅱ期)</u> <u>247,500 (合計)</u>
排出ガス温度		180
排出ガス速度		20～30
排出濃度 (通常運転時) 注1)、注2)	硫黄酸化物	50
	窒素酸化物	50
	塩化水素	100
	ダイオキシン類	0.01
	ばいじん	0.02
	水銀	30
	カドミウム及びその化合物	<u>1.0</u>
	ふっ素、ふっ化水素、ふっ化珪素	<u>10</u>
	鉛及びその化合物	<u>10</u>

注1)乾き排出ガスペース、酸素濃度12%換算値。

注2)計画施設の排出濃度の具体的な値は本事業に関し締結される予定の「彩の国資源循環工場 運営協定書」に基づき決定する。

※下線部が変更箇所である。

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴い、施設設計の熟度が高まったことにより湿り排出ガス量、乾き排出ガス量を変更した。また、調査計画書についての知事意見を勘案・配慮し、特定有害産業廃棄物の処理に伴い発生する有害物質等の可能性等を踏まえ、有害物質に係る排出濃度（カドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物）を追加した。

別紙８ 「第２章 ６ 対象事業の実施方法」…排出ガス処理計画の概要の変更

【調査計画書の内容】

計画施設
・排ガス処理設備により、煙突からの排ガスに関して、基準値以下にする。 ・ダイオキシン類に関しては、燃焼室で、発生ガスを完全燃焼し、高温で一定時間滞留させることにより、ダイオキシン類を分解するとともに、減温塔で燃焼ガスを急速冷却することにより、再合成を防止し、その発生を抑制する。

【変更後の内容】

計画施設
・排ガス処理設備により、煙突からの排ガスに関して、基準値以下にする。 ・窒素酸化物に関しては、触媒（アンモニア水吹込み）による脱硝を行う。 ・塩化水素及び硫黄酸化物に関しては、消石灰による脱塩・脱硫を行う。 ・水銀に関しては、活性炭により吸着除去する。 ・ばいじんに関しては、ろ過式集じん器による捕集、除去を行う。 ・ダイオキシン類に関しては、燃焼室で、発生ガスを完全燃焼し、高温で一定時間滞留させることにより、ダイオキシン類を分解するとともに、減温塔で燃焼ガスを急速冷却することにより、再合成を防止し、その発生を抑制する。<u>また、活性炭による吸着除去や触媒による分解を行う。</u> ・特定有害産業廃棄物の処理に伴い発生するガスに含まれる有害物質等に関しては、<u>燃焼室で、発生ガスを完全燃焼し、高温で一定時間滞留させること等により分解する。</u> ・微小粒子状物質に関しては、<u>排ガス処理設備におけるバグフィルタにより捕集除去する。</u>

※下線部が変更箇所である。

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴い、施設設計の熟度が高まったことにより、排出ガス処理計画の概要を追加した。また、調査計画書についての知事意見を勘案・配慮し、特定有害産業廃棄物の処理に伴い発生する有害物質等の可能性等を踏まえ、有害物質に係る排出濃度（カドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物）を追加したため、対象の処理計画の内容に関して追記した。

別紙9 「第2章 6 対象事業の実施方法」…悪臭防止計画の変更

【調査計画書の内容】

計画施設
<廃棄物ピット> ・廃棄物ピット内より空気を吸引して燃焼用空気として使用したり、ピット屋上に設置する活性炭脱臭方式の装置による脱臭処理・大気拡散を併用したりする。 <投入扉> ・廃棄物ピットへの投入口には投入扉又はシャッターを設置し、廃棄物ピット外への臭気の拡散を防止する。 <プラットホーム> ・プラットホームは建物で遮蔽し、外部への臭気の拡散を防止する。 ・搬入出入口には開閉扉又はシャッターを設置し、臭気の外部への漏洩を防止する。 <廃棄物貯留ヤード> ・臭気に配慮し、ヤードは建物で遮蔽する。

【変更後の内容】

計画施設
<廃棄物ピット> ・廃棄物ピット内より空気を吸引して燃焼用空気として使用<u>する。必要に応じて、</u>ピット屋上に設置する活性炭脱臭方式の装置による脱臭処理・大気拡散を<u>使用する。</u> <投入扉> ・廃棄物ピットへの投入口には投入扉又はシャッターを設置し、廃棄物ピット外への臭気の拡散を防止する。 <プラットホーム> ・プラットホームは建物で遮蔽し、外部への臭気の拡散を防止する。 ・搬入出入口には開閉扉又はシャッターを設置し、臭気の外部への漏洩を防止する。 <廃棄物貯留ヤード> ・臭気に配慮し、ヤードは建物で遮蔽する。

※下線部が変更箇所である。

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴い、施設設計の熟度が高まったことにより、悪臭防止計画を変更した。

別紙 10 「第 2 章 6 対象事業の実施方法」…低炭素化計画の変更

【調査計画書の内容】

計画施設では、低炭素社会への貢献を図るため、以下に示す計画を検討している。

- ・ 高効率の廃棄物発電設備を設置する等、蒸気等の有効活用を図る。
- ・ 再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備の導入に努める。

【変更後の内容】

計画施設では、低炭素社会への貢献を図るため、以下に示す計画を検討している。

- ・ 高効率の廃棄物発電設備を導入し、効率的な発電を行う。
- ・ 廃熱回収し有効利用することで、省エネルギー化に努める。
- ・ 廃棄物を資源化し、バージン材の製造・消費を抑制させることで社会全体の二酸化炭素排出量を低減させる
- ・ 二酸化炭素回収等の技術開発動向を常に注視し、経済合理的に採用可能な技術について検討する

※下線部が変更箇所である。

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴い、施設設計の熟度が高まったことにより、低炭素化計画を変更した。

別紙 11 「第 2 章 6 対象事業の実施方法」…工事工程の変更

【調査計画書の内容】

年度 項目	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)
計画施設建替工事			→	供用 開始				
既存施設解体工事				→				
計画施設増設工事					→			供用 開始

【変更後の内容】

年度 項目	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)	令和 13年度 (2031)
計画施設（Ⅰ期）	事前工事・建替工事		→	供用 開始					
既存施設				解体工事	→				
計画施設（Ⅱ期）						増設工事	→	供用 開始	

※下線部が変更箇所である。

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴い、施設設計の熟度が高まったことにより、計画施設（Ⅰ期）の事前工事・建替工事及び供用開始時期、既存施設の解体工事、計画施設（Ⅱ期）の増設工事及び供用開始時期が変更となった。

別紙 12 「第 3 章 2 環境影響評価項目」…大気質に係る有害物質等（カドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物）の追加

【調査計画書の内容】

項 目		環境影響要因の区分	選定した理由
大気質	大気質に係る有害物質等	存在・供用時	供用後の施設の稼働に伴い大気質に係る有害物質等（塩化水素、ダイオキシン類）が発生し、大気質への影響が懸念されるため選定する。

【変更後の内容】

項 目		環境影響要因の区分	選定した理由
大気質	大気質に係る有害物質等	存在・供用時	供用後の施設の稼働に伴い大気質に係る有害物質等（塩化水素、ダイオキシン類、 <u>カドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物</u> ）が発生し、大気質への影響が懸念されるため選定する。

※下線部が変更箇所である。

【変更箇所】

調査計画書についての知事意見を勘案・配慮し、環境影響評価項目の大気質に係る有害物質等に、カドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物を追加した。

別紙 13 「第 4 章 1 大気質」…既存資料調査の内容の追加

【調査計画書の内容】

—

【変更後の内容】

調査内容		調査地域・地点	使用する主な資料	備 考
一般環境大気質の状況、沿道大気質の状況	二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、非メタン炭化水素、ダイオキシン類、水銀、カドミウム、鉛	計画地及びその周辺とする。	・「大気汚染常時監視測定結果報告書」(埼玉県) ・「ダイオキシン類大気常時監視結果について」(埼玉県) ・「大気環境調査事業報告書」(埼玉県環境部大気環境課) ・「彩の国資源循環工場運営協定書に基づく環境調査」(埼玉県)	最新の資料を参考とする。
地上気象の状況	風向・風速		・「過去の気象データ・ダウンロード」(気象庁) ・「埼玉県環境整備センター提供資料」	
大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況			・地形図 ・「土地分類調査報告書(寄居)」(埼玉県)	
その他の予測・評価に必要な事項	既存の発生源(固定発生源、移動発生源)の状況		・地形図	
	学校、病院、その他の環境保全の配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況		・「埼玉県学校便覧」(埼玉県) ・「埼玉県内公共図書館等一覧」(埼玉県) ・「埼玉県医療機能情報提供システム」(埼玉県) ・「病院・救急診療所名簿」(埼玉県) ・「寄居町 地図でさがす 施設一覧」(寄居町) ・「おがわ(施設) マップ」(小川町) ・「環境アセスメントデータベース」EADAS「基盤地図 住宅データ」(環境省)	

【変更箇所】

既存資料調査を行うことから、既存資料調査の内容を追加した。

別紙 14 「第 4 章 1 大気質」…一般環境大気質の調査項目（カドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物）の追加

【調査計画書の内容】

調査内容		調査方法	調査地域・地点	調査期間等
一般環境大気質の状況	二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に定める測定方法に基づき測定する。	調査地域は、事業の実施により大気質への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、計画地及びその周辺とする。調査地点は、計画地内 1 地点及び計画地周辺 4 地点とする。	4 季 × 7 日間連続
	二酸化硫黄	「大気の汚染に係る環境基準値について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に定める測定方法に基づき測定する。		
	浮遊粒子状物質	「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に定める測定方法に基づき測定する。		
	微小粒子状物質	「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年環境省告示第 33 号）に定める測定方法に基づき測定する。		
	ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）に定める測定方法に基づき測定する。		
	水銀	「有害大気汚染物質等測定方法マニュアル」（平成 31 年 3 月、環境省水・大気環境局 大気環境課）に定める測定方法に基づき測定する。		
	塩化水素	「大気汚染物質測定法指針」（昭和 63 年環境庁大気保全局）に定める測定方法に基づき測定する。		
	浮遊粉じん	JIS Z 8813「ロウボリウムエアサンプラ」に定める測定方法に基づき測定する。		

【変更後の内容】

調査内容		調査方法	調査地域・地点	調査期間等
一般環境大気質の状況	二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に定める測定方法に基づき測定する。	調査地域は、事業の実施により大気質への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、計画地及びその周辺とする。 調査地点は、計画地内 1 地点及び計画地周辺 4 地点とする。	4 季各 1 回、 各季 7 日間
	二酸化硫黄	「大気汚染に係る環境基準値について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に定める測定方法に基づき測定する。		
	浮遊粒子状物質	「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に定める測定方法に基づき測定する。		
	微小粒子状物質	「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成 21 年環境省告示第 33 号）に定める測定方法に基づき測定する。		
	ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）に定める測定方法に基づき測定する。		
	水銀	「有害大気汚染物質等測定方法マニュアル」（平成 31 年 3 月、環境省水・大気環境局 大気環境課）に定める測定方法に基づき測定する。		
	塩化水素	「大気汚染物質測定法指針」（昭和 63 年環境庁大気保全局）に定める測定方法に基づき測定する。		
	浮遊粉じん	JIS Z 8813「ロウポリウムエアサンプラ」に定める測定方法に基づき測定する。		
	カドミウム及びその化合物	「大気汚染防止法施行規則第 15 条」等に定める測定方法		2 季各 1 回 (夏季、冬季)、 各季 24 時間
	ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素	「大気汚染防止法施行規則第 15 条」等に定める測定方法		
	鉛及びその化合物	「大気汚染防止法施行規則第 15 条」等に定める測定方法		

※下線部が変更箇所である。

【変更箇所】

調査計画書についての知事意見を勘案・配慮し、一般環境大気質の調査項目として大気質に係る有害物質等であるカドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物を追加した。

別紙 15 「第 4 章 1 大気質」…施設の稼働に伴う大気質への影響の予測項目（カドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物）の追加

【調査計画書の内容】

予測内容	予測項目	予測方法	予測地域・地点	予測対象時期
建設機械の稼働に伴う大気質への影響	・二酸化窒素	大気拡散式（ブルーム・パフ式）を用いて予測を行う。	予測地域は現地調査地域と同様とし、排出源の高さから予測される最大着地濃度の出現地点を含む範囲とする。	計画施設建替工事、既存施設解体工事及び計画施設増設工事の期間において、建設機械の稼働による窒素酸化物の排出量が最大となる時期とする。
	・粉じん	粉じんが飛散する可能性のある気象条件の整理、環境保全措置、現地調査結果を踏まえて、定性的に予測を行う。	予測地域は計画地及びその周辺とする。	計画施設建替工事、既存施設解体工事及び計画施設増設工事の期間において、掘削等により裸地面積が最大となる時期とする。
資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響	・二酸化窒素	大気拡散式（ブルーム・パフ式）を用いて予測を行う。	予測地点は現地調査地点と同様とする。	計画施設建替工事、既存施設解体工事及び計画施設増設工事の期間において、資材運搬等の車両の走行による窒素酸化物の排出量が最大となる時期とする。
施設の稼働に伴う大気質への影響 ^{注)}	・二酸化窒素 ・二酸化硫黄 ・浮遊粒子状物質 ・ダイオキシン類 ・水銀 ・塩化水素	大気拡散式（ブルーム・パフ式）を用いて予測を行う。	予測地域は現地調査地域と同様とし、排出源の高さから予測される最大着地濃度の出現地を含む範囲とする。	計画施設の供用後（計画施設増設工事の完了後）において、施設の稼働が定常状態となる時期とする。
廃棄物運搬車両等の走行に伴う大気質への影響 ^{注)}	・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質 ・炭化水素	大気拡散式（ブルーム・パフ式）を用いて予測を行う。	予測地点は現地調査地点と同様とする。	計画施設の供用後（計画施設増設工事の完了後）において、施設の稼働が定常状態となる時期とする。

【変更後の内容】

予測内容	予測項目	予測方法	予測地域・地点	予測対象時期
建設機械の稼働に伴う大気質への影響	・二酸化窒素	大気拡散式（ブルーム・パフ式）を用いて予測を行う。	予測地域は現地調査地域と同様とし、排出源の高さから予測される最大着地濃度の出現地点を含む範囲とする。	計画施設建替工事、既存施設解体工事及び計画施設増設工事の期間において、建設機械の稼働による窒素酸化物の排出量が最大となる時期とする。
	・粉じん	粉じんが飛散する可能性のある気象条件の整理、環境保全措置、現地調査結果を踏まえて、定性的に予測を行う。	予測地域は計画地及びその周辺とする。	計画施設建替工事、既存施設解体工事及び計画施設増設工事の期間において、掘削等により裸地面積が最大となる時期とする。
資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響	・二酸化窒素	大気拡散式（ブルーム・パフ式）を用いて予測を行う。	予測地点は現地調査地点と同様とする。	計画施設建替工事、既存施設解体工事及び計画施設増設工事の期間において、資材運搬等の車両の走行による窒素酸化物の排出量が最大となる時期とする。
施設の稼働に伴う大気質への影響 ^{注)}	・二酸化窒素 ・二酸化硫黄 ・浮遊粒子状物質 ・ダイオキシン類 ・水銀 ・塩化水素 ・カドミウム及びその化合物 ・ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素 ・鉛及びその化合物	大気拡散式（ブルーム・パフ式）を用いて予測を行う。	予測地域は現地調査地域と同様とし、排出源の高さから予測される最大着地濃度の出現地を含む範囲とする。	計画施設の供用後（計画施設増設工事の完了後）において、施設の稼働が定常状態となる時期とする。
廃棄物運搬車両等の走行に伴う大気質への影響 ^{注)}	・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質 ・炭化水素	大気拡散式（ブルーム・パフ式）を用いて予測を行う。	予測地点は現地調査地点と同様とする。	計画施設の供用後（計画施設増設工事の完了後）において、施設の稼働が定常状態となる時期とする。

※下線部が変更箇所である。

【変更箇所】

調査計画書についての知事意見を勘案・配慮し、施設の稼働に伴う大気質への影響の予測項目として大気質に係る有害物質等であるカドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物を追加した。

別紙 16 「第 4 章 2 騒音・低周波音」…既存資料調査の内容の追加

【調査計画書の内容】

—

【変更後の内容】

調査内容		調査地域・地点	使用する主な資料	備 考
環境騒音		計画地及びその 周辺とする。	・「彩の国資源循環工場運営協定書に基づく環境調査」(埼玉県)	最新の資料を参考とする。
道路交通騒音			・「自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」(埼玉県)	
道路交通の状況			・「全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」(埼玉県)	
音の伝播に影響を及ぼす地形・地物の状況			・地形図 ・「土地分類調査報告書(寄居)」(埼玉県)	
その他の予測・評価に必要な事項	既存の発生源(固定発生源、移動発生源)の状況		・地形図	
	学校、病院、その他の環境保全の配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況	・「埼玉県学校便覧」(埼玉県) ・「埼玉県内公共図書館等一覧」(埼玉県) ・「埼玉県医療機能情報提供システム」(埼玉県) ・「病院・救急診療所名簿」(埼玉県) ・「寄居町 地図でさがす 施設一覧」(寄居町) ・「おがわ(施設) マップ」(小川町) ・「環境アセスメントデータベース”EADAS”「基盤地図 住宅データ」」(環境省)		

【変更箇所】

既存資料調査を行うことから、既存資料調査の内容を追加した。

別紙 17 「第 4 章 2 騒音・低周波音」…低周波音の現地調査期間・頻度の変更

【調査計画書の内容】

調査内容	調査方法	調査地域・地点	調査期間・頻度
環境騒音	「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)に定める測定方法に基づき、 L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95} を測定する。	計画地から 50m 離れた仮想敷地境界上の 1 地点とする。 ^{注)}	2 回、平日 24 時間 (稼働時、非稼働時)
道路交通騒音	「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)に定める測定方法に基づき、 L_{eq} 、 L_5 、 L_{50} 、 L_{95} を測定する。	資材運搬等の車両及び廃棄物運搬車両等の主な走行ルート上の沿道 2 地点とする。	1 回、平日 24 時間
低周波音	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成 12 年、環境庁)に定める測定方法に基づき、1/3 オクターブバンド音圧レベル、G 特性音圧レベルを測定する。	計画地から 50m 離れた仮想敷地境界上の 1 地点とする。 ^{注)}	1 回、平日 24 時間
自動車交通量・車速	自動車交通量は、ハンドカウンターを用いて、大型車・小型車・自動二輪車の 3 車種別・方向別・時間別に測定する。 車速は、大型車・小型車(1 時間毎に各 10 台ずつ)を対象として、方向別に、一定区間を走行する時間をストップウォッチで計測し、走行速度を算出する。	道路交通騒音と同地点とする。	1 回、平日 24 時間

【変更後の内容】

調査内容	調査方法	調査地域・地点	調査期間・頻度
環境騒音	「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)に定める測定方法に基づき、 L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95} を測定する。	計画地から 50m 離れた仮想敷地境界上の 1 地点とする。 ^{注)}	2 回、平日 24 時間 (稼働時、非稼働時)
道路交通騒音	「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)に定める測定方法に基づき、 L_{eq} 、 L_5 、 L_{50} 、 L_{95} を測定する。	資材運搬等の車両及び廃棄物運搬車両等の主な走行ルート上の沿道 2 地点とする。	1 回、平日 24 時間
低周波音	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成 12 年、環境庁)に定める測定方法に基づき、1/3 オクターブバンド音圧レベル、G 特性音圧レベルを測定する。	計画地から 50m 離れた仮想敷地境界上の 1 地点とする。 ^{注)}	<u>2 回、平日 24 時間</u> <u>(稼働時、非稼働時)</u>
<u>道路交通の状況</u>	自動車交通量は、ハンドカウンターを用いて、大型車・小型車・自動二輪車の 3 車種別・方向別・時間別に測定する。 車速は、大型車・小型車(1 時間毎に各 10 台ずつ)を対象として、方向別に、一定区間を走行する時間をストップウォッチで計測し、走行速度を算出する。	道路交通騒音と同地点とする。	1 回、平日 24 時間

【変更箇所】

環境騒音と同様の調査期間・頻度に変更した。また、調査内容の名称を「埼玉県環境影響評価技術指針 手引(平成 30 年改正対応版)」(平成 31 年 3 月、埼玉県)の用語に合わせ修正した。

別紙 18 「第 4 章 3 振動」…既存資料調査の内容の追加

【調査計画書の内容】

—

【変更後の内容】

調査内容		調査地域・地点	使用する主な資料	備 考
環境振動		計画地及びその周辺	・「彩の国資源循環工場運営協定書に基づく環境調査」(埼玉県)	最新の資料を参考とする。
道路交通振動			・「自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」(埼玉県)	
振動の伝播に影響を及ぼす地形・地物の状況			・地形図 ・「土地分類調査報告書(寄居)」(埼玉県)	
その他の予測・評価に必要な事項	既存の発生源(固定発生源、移動発生源)の状況		・地形図	
	学校、病院、その他の環境保全の配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況		・「埼玉県学校便覧」(埼玉県) ・「埼玉県内公共図書館等一覧」(埼玉県) ・「埼玉県医療機能情報提供システム」(埼玉県) ・「病院・救急診療所名簿」(埼玉県) ・「寄居町 地図でさがす 施設一覧」(寄居町) ・「おがわ(施設) マップ」(小川町) ・「環境アセスメントデータベース”EADAS”「基盤地図 住宅データ」」(環境省)	

【変更箇所】

既存資料調査を行うことから、既存資料調査の内容を追加した。

別紙 19 「第 4 章 4 悪臭」…既存資料調査の内容の追加

【調査計画書の内容】

—

【変更後の内容】

調査内容		調査地域・地点	使用する主な資料	備 考
臭気濃度（臭気指数）、 特定悪臭物質 大気の流れ、拡散等に 影響を及ぼす地形・地 物の状況 既存の発生源 （固定発生源、 移動発生源）の 状況 その他の予測・評価 に必要な事項 学校、病院、その 他の環境保全の 配慮が特に必要 な施設及び住宅 の分布状況		計画地及びその周辺とする。	・「彩の国資源循環工場運営協定書に基づく環境調査」（埼玉県）	最新の資料を参考とする。
			・地形図 ・「土地分類調査報告書（寄居）」（埼玉県）	
			・地形図	
			・「埼玉県学校便覧」（埼玉県） ・「埼玉県内公共図書館等一覧」（埼玉県） ・「埼玉県医療機能情報提供システム」（埼玉県） ・「病院・救急診療所名簿」（埼玉県） ・「寄居町 地図でさがす 施設一覧」（寄居町） ・「おがわ（施設）マップ」（小川町） ・「環境アセスメントデータベース”EADAS”」「基盤地図 住宅データ」（環境省）	

【変更箇所】

既存資料調査を行うことから、既存資料調査の内容を追加した。

別紙 20 「第 4 章 5 水質」…既存資料調査の内容の追加

【調査計画書の内容】

—

【変更後の内容】

調査内容	調査地域・地点	使用する主な資料	備 考
公共用水域の水質、 水象	計画地及びその周辺 とする。	・「公共用水域及び地下水の水質測定結果」 (埼玉県)	最新の 資料を 参考と する。

【変更箇所】

既存資料調査を行うことから、既存資料調査の内容を追加した。

別紙 21 「第 4 章 7 動物」…哺乳類、魚類、底生動物の調査方法及び調査地点の追加、昆虫類の調査方法、調査地点及び調査時期の追加

【調査計画書の内容】

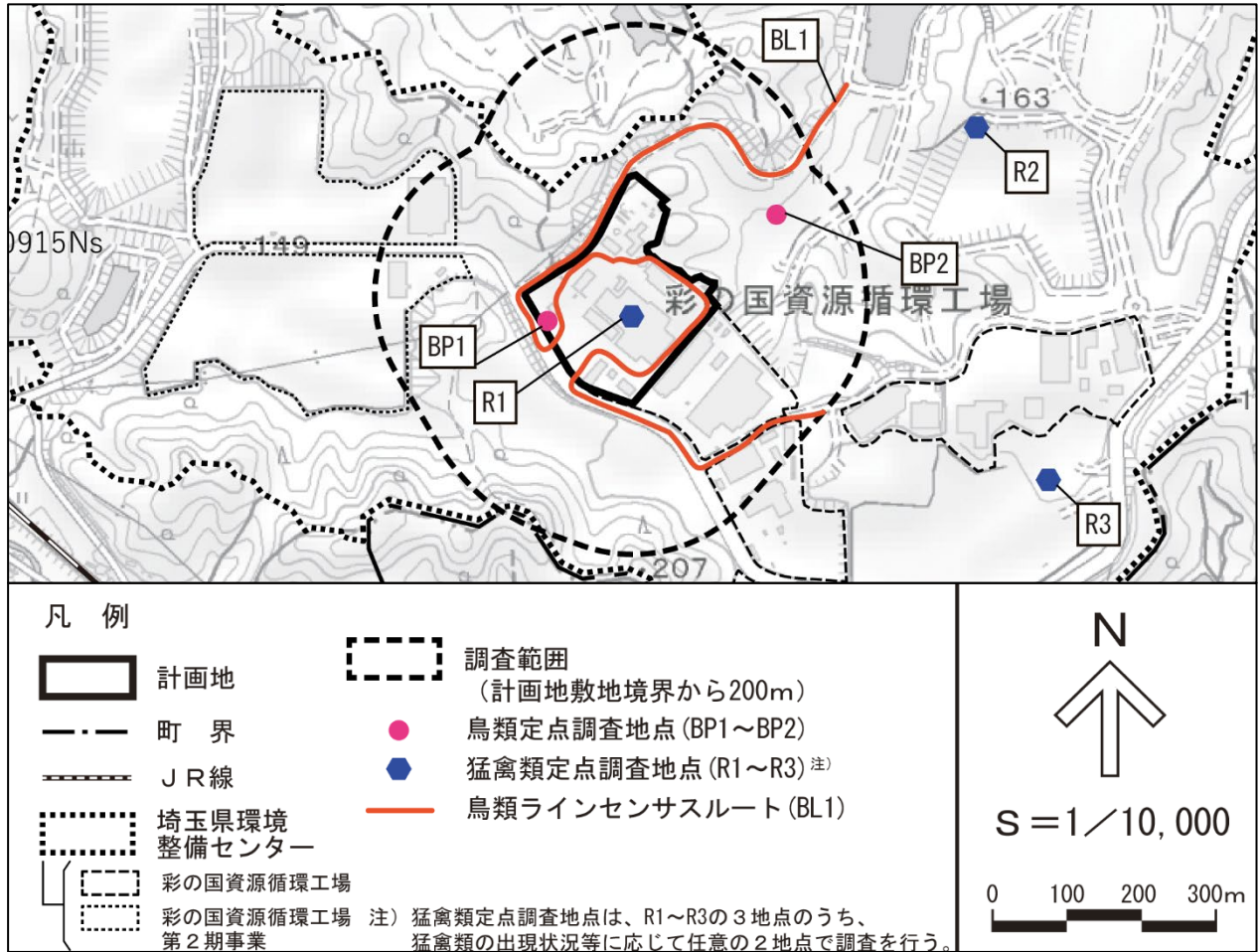
・現地調査の内容

調査内容・調査対象		調査方法	調査地域・地点	調査期間・頻度
動物相の状況、保全すべき種の状況	哺乳類	直接観察法 フィールドサイン法 無人撮影法	調査地域は、計画地及びその周辺 200m の範囲とする。 無人撮影装置は、哺乳類の利用が想定される任意の 3 地点に設置する。	4 季各 1 回 (春季・夏季・秋季・冬季)
	鳥類	鳥類全般 (猛禽類を除く)	任意観察法	5 季各 1 回 (春季・繁殖期・夏季・秋季・冬季)
			ラインセンサス法	
		定点観察法	なお、猛禽類の繁殖が想定される場合は、その範囲を対象に林内踏査を行う。	1 月～7 月の毎月 2 日連続
	猛禽類	定点観察法		
	両生類・爬虫類		直接観察法	4 季各 1 回 (早春季・春季・夏季・秋季)
	魚類	直接観察法 捕獲調査法	調査地域は、計画地及びその周辺 200m の範囲の水域とする。	2 季各 1 回 (春季・夏季)
	底生動物	直接観察法 任意採集法		
	昆虫類		直接観察法 任意採集法	4 季各 1 回 (春季・初夏・夏季・秋季)

・現地調査地点一覧

調査対象		調査地点名		選定理由
鳥類	鳥類全般 (猛禽類を除く)	BL1	鳥類ラインセンサスルート	計画地及びその周辺において代表的な環境である緑地における鳥類相が把握できるルートとして選定する。
		BP1～2	鳥類定点調査地点	計画地及びその周辺において計画地内の緑地を見渡せる地点として選定する。
	猛禽類	R1～R3 ^{注)}	猛禽類定点調査地点	計画地及びその周辺において調査地域を広く見渡せる地点として選定する。

・ 現地調査地点



【変更後の内容】

・現地調査の内容

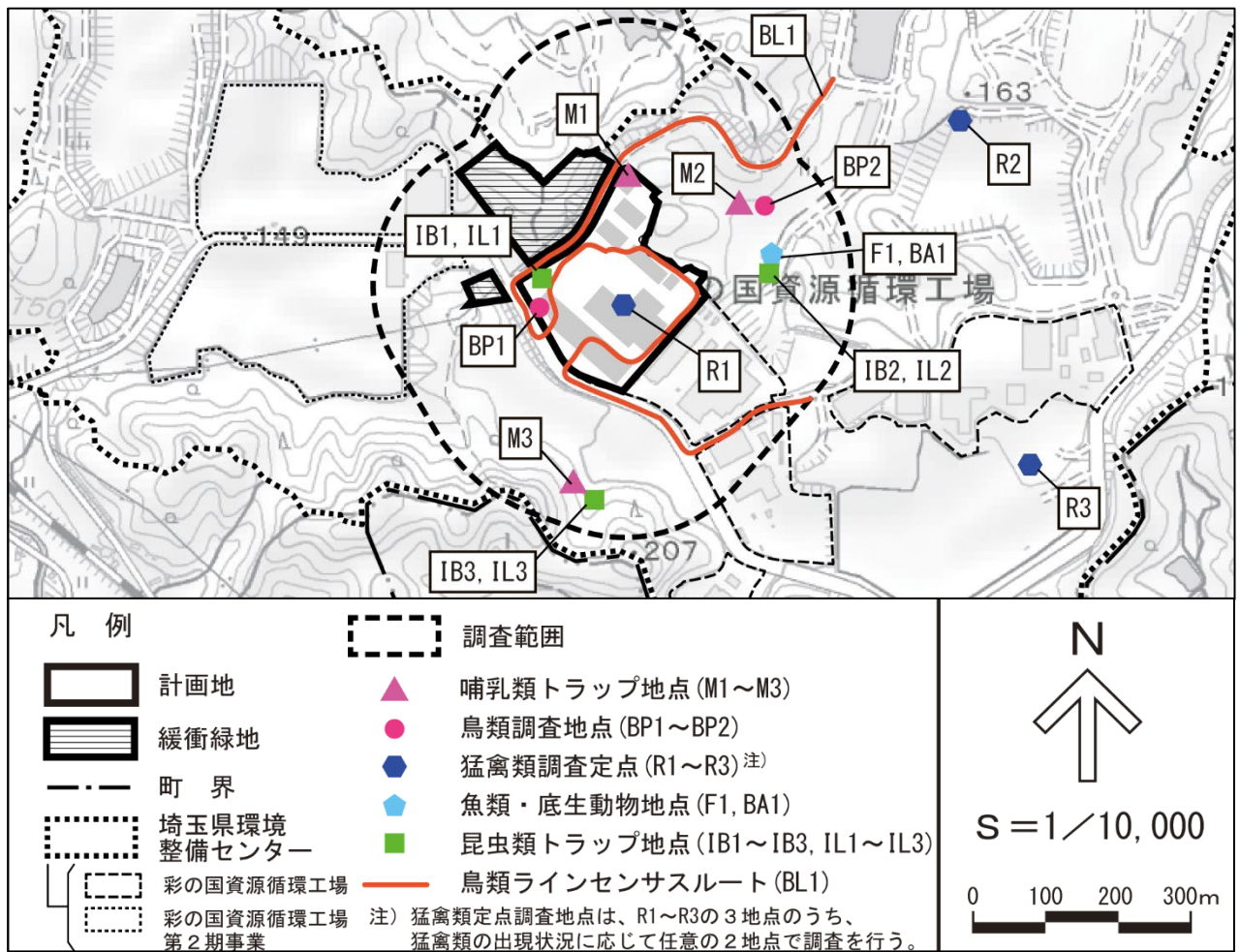
調査内容・調査対象			調査方法	調査地域・地点	調査期間・頻度
動物相の状況、 保全すべき種の状況	哺乳類		直接観察法 フィールドサイン法 無人撮影法 <u>トラップ法</u>	調査地域は、計画地及びその周辺 200m の範囲とする。 無人撮影装置は、哺乳類の利用が想定される任意の 3 地点に設置する。 <u>トラップは、植栽環境、草地環境、樹林環境の 3 地点に設置する。</u>	4 季各 1 回 (春季・夏季・秋季・冬季)
	鳥類	鳥類全般 (猛禽類を除く)	任意観察法	調査地域は、計画地及びその周辺 200m の範囲とする。 ラインセンサスは主に計画地と周辺を通る 1 ルート、定点観察は、調査地域を見渡せる 2 地点とする。 なお、猛禽類の繁殖が想定される場合は、その範囲を対象に林内踏査を行う。	5 季各 1 回 (春季・繁殖期・夏季・秋季・冬季)
			ラインセンサス法		
		猛禽類	定点観察法		1 月～7 月の毎月 2 日連続
	両生類・爬虫類		直接観察法	調査地域は、計画地及びその周辺 200m の範囲とする。	4 季各 1 回 (早春季・春季・夏季・秋季)
	魚類	直接観察法 捕獲調査法	調査地域は、計画地及びその周辺 200m の範囲の水域とする。 <u>調査地点は、計画地北側を流れる水路の 1 地点とする。</u>	2 季各 1 回 (春季・夏季)	
	底生動物	直接観察法 任意採集法 <u>定量採集法</u>			
	昆虫類		直接観察法 任意採集法 <u>トラップ法</u>	調査地域は、計画地及びその周辺 200m の範囲とする。 <u>トラップは、植栽環境、草地環境、樹林環境の 3 地点に設置する。</u>	5 季各 1 回 (春季・初夏・夏季・秋季・冬季)

・現地調査地点一覧

調査対象		調査地点名		選定理由
哺乳類		M1～3	哺乳類トラップ地点 ・計画地内の植栽環境(M1) ・周辺の草地環境(M2)、樹林環境(M3)	計画地及びその周辺において代表的な環境である植栽環境、草地環境、樹林環境におけるネズミ類等の小型哺乳類が把握できる地点として選定する。
鳥類	鳥類全般 (猛禽類を除く)	BL1	鳥類ラインセンサスルート	計画地及びその周辺において代表的な環境である緑地における鳥類相が把握できるルートとして選定する。
		BP1～2	鳥類定点調査地点	計画地及びその周辺において計画地内の緑地を見渡せる地点として選定する。
	猛禽類	R1～R3 (注)	猛禽類定点調査地点	計画地及びその周辺において調査地域を広く見渡せる地点として選定する。
魚類・底生動物		F1 BA1	魚類・底生動物定量採集地点	計画地北側を流れる水路内の地点として選定する。
昆虫類		IB1～3 IL1～3	昆虫類トラップ地点 ・計画地内の植栽環境(IB1, IL1) ・周辺の草地環境(IB2, IL2)、樹林環境 (IB3, IL3)	計画地及びその周辺において代表的な環境である植栽環境、草地環境、樹林環境における昆虫類相が把握できる地点として選定する。

※下線部が変更箇所である。

・ 現地調査地点



【変更箇所】

調査計画書についての知事意見を勘案・配慮し、哺乳類、魚類、底生動物の調査方法及び調査地点、昆虫類の調査方法、調査地点及び調査時期を追加した。

別紙 22「第 4 章 10 景観」…既存資料調査の内容の追加

【調査計画書の内容】

—

【変更後の内容】

調査内容	調査地域・地点	使用する主な資料	備 考
その他の予測・評価に必要な事項	計画地及びその周辺とする。	・地形図 ・「埼玉県内の国・県指定等文化財」（埼玉県） ・「寄居町都市計画図」 ・「小川町都市計画図」 ・「深谷市都市計画図」	最新の資料を参考とする。

【変更箇所】

既存資料調査を行うことから、既存資料調査の内容を追加した。

別紙 23「第 4 章 1 2 電波障害」…既存資料調査の内容の追加

【調査計画書の内容】

—

【変更後の内容】

調査内容		調査地域・地点	使用する主な資料	備 考
その他の 必要な 事項・ 評価	地形、工作物の 状況	計画地及びその周辺	・地形図 ・「土地分類調査報告書（寄居）」（埼玉県） ・「環境アセスメントデータベース”EADAS” 「基盤地図 住宅データ」」（環境省）	最新の 資料を 参考と する。
	住宅等の分布 状況			

【変更箇所】

既存資料調査を行うことから、既存資料調査の内容を追加した。

指令環政第 8 9 4 号

オリックス資源循環株式会社

令和 4 年 3 月 1 1 日付けで申請のあった彩の国資源循環工場サーマルリサイクル施設更新工事に係る環境影響評価調査計画書の記載事項の変更に係る手続等の免除承認については、埼玉県環境影響評価条例（平成 6 年条例第 6 1 号）第 2 1 条第 1 項のただし書きの規定により、調査計画書記載事項変更に係る手続等の全部を行わないことを承認します。

令和 4 年 3 月 2 2 日

埼玉県知事 大 野 元 裕

